



白ナンバーのトラックに 有償で運送を委託していませんか？

法改正により、令和 8 年 4 月 1 日から、荷主等が白ナンバーのトラックに有償で運送委託をした場合は罰金や「トラック・物流 G メン」による是正指導の対象になる可能性があります。貨物の運送を委託する際は、委託先が適法に事業を営む運送事業者であるか、十分に確認してください。



2026 年 4 月 1 日から施行

違法な白ナンバートラック利用への対応が強化されます。



荷主も対象

運送を依頼した荷主等も、法令違反となる可能性があります。



委託前確認が重要

「安いから」「急ぎだから」で依頼すると、思わぬリスクにつながります。

違法な白ナンバーのトラックとは何か、委託前に確認しましょう。

Q 違法な白ナンバーのトラックとは？

A 許可を受けずに、他人の貨物を有償で運送する白ナンバー（自家用）のトラックです。通常、他人の貨物を有償で運送するには、許可を受けた事業用車両が必要です。

Q どのような場合が問題となるのか？

A 違法な白ナンバーのトラックと分かっているながら、有償で貨物の運送を委託するケースです。2026年4月1日からは、荷主等も規制の対象となり、違反時は100万円以下の罰金やトラック・物流Gメンの是正指導の対象となる可能性があります。

Q 荷主は何を確認すればよいのか？

A 貨物運送の委託を検討している場合は、適法に事業を営む運送事業者であるか確認しましょう。

Q 困ったときはどこに相談すればよいのか？

A 契約前に判断に迷う場合は、地方運輸局貨物課（沖縄県は内閣府沖縄総合事務局陸上交通課）の窓口へ相談しましょう。

国土交通省は違法な白ナンバートラック（無許可経営）に有償で貨物の運送を委託している荷主・元請事業者等の情報を収集しています。情報提供は、国土交通省ホームページの無許可経営等原因行為の通報窓口で受け付けています。

荷主等に是正指導を行うトラック・物流Gメンの制度・取組みは国土交通省ホームページからご覧いただけます。

